

事業者排出量削減計画書 **（新規・変更）**

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府福知山市宇内記13番地の1				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	福知山市役所 市長 松山 正治				
事業者の主たる業種	地方公共団体				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	20年 4月 ～ 23年 3月				
基本方針	「福知山市 省エネルギービジョン」の個別計画である「福知山市役所 地球温暖化対策実行計画」に基づき、より一層温室効果ガスの排出抑制に取り組み、環境への負荷軽減に努める。				
推進体制	福知山市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、管理部門として市長を統括者とする推進統括本部と総務部長を本部長とする推進本部、実行部門として各課長、推進員を中心とした全職員で取り組む。毎年度上半期・下半期の2回、進捗状況を管理する。				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	環境マネジメントシステム名称				
	適用範囲				
	取得年月日				
	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
20～22	事務・管理系	不要な電力の削減、設備の高効率化、エコドライブの徹底、ペーパーレス化の促進などにより温室効果ガスの排出量を削減する。			
20～22	事業系	廃棄物処理量の削減、設備の効率的な運転などを推進し、温室効果ガス排出量を削減する。			
20～22	市民サービス系	多様化する事業の効率的な運営、利用者への啓発などにより温室効果ガス排出量を削減する。			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
	A 事業所等排出区分	17,608 t	17,227 t	-2.2 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	1,952 t	1,939 t	-0.7 %	
	排出合計	*1 19,560 t	*2 19,166 t	-2.0 %	
	目標設定の考え方	平成20年度から24年度を計画期間とする「福知山市役所地球温暖化対策実行計画」における、平成22年度時点の削減目標を採用している。			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標 二酸化炭素換算	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等		（二酸化炭素換算）	
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）	t
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
	*1 19,560 t	（*2）-（*3） 19166 t	-2 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	子どもエコクラブ活動、グリーンカーテン事業、環境問題出前講座、小中学生を対象とした環境教育、温暖化防止推進員による「家庭省エネ相談」など				
特記事項	本計画は、平成20年度に策定した「福知山市役所地球温暖化対策実行計画」（平成18年度を基準年度とし、平成20年度から24年度までの5ヵ年計画）に基づき、策定しています。				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。